

ビジネスと人権のフロントライン：第13回国連フォーラム参加報告

企業法務ニュースレター

2024年12月9日号

執筆者：

湯川 雄介

y.yukawa@nishimura.com

長岡 隼平

j.nagaoka@nishimura.com

本年11月25日から27日の3日間にかけて、第13回国連ビジネスと人権フォーラム（「本フォーラム」）がジュネーブにおいて開催されました。

このフォーラムは、例年11月最終週から12月第一週にかけて開催されており、世界各国から政府、国際機関、企業、市民社会、労働組合、地域社会、弁護士、学术界等、本分野に携わる人々が一堂に会するイベントで、本年も約4,000名の参加者が出席しました。

本フォーラムにおいては、毎回テーマが設定されることが通例となっており、本年のテーマは「Realizing the “Smart Mix of Measures” to protect human rights in the context of business activities（ビジネス活動の文脈における人権保護のために各種施策のスマートミックスを実現する）」でした¹。

スマートミックスとは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（「国連指導原則」）に基づく人権尊重をするための各種の施策を上手に組み合わせることを意味しており（たとえば、国際的な規制と国内的な規制、自主的な規制とハードロー、等）、本フォーラムにおいては、スマートミックスを通じた国連指導原則の実施に関する主要な傾向と見通しを探求することが目的とされました。

そして、その対象とする分野としては、以下のものが挙げられています。

- ・ 国家の行動
- ・ 技術とAI
- ・ すべての人々の救済へのアクセス
- ・ 気候変動、環境課題、自然に基づくソリューション
- ・ 先住民の権利
- ・ 人権デュー・ディリジェンス

これらの分野も含めて、スマートミックスの推進要因と障害、事例・実践例、効果的なスマートミックスを実践するための効果的なアプローチ等について議論がされました。

本フォーラムにおいては、従来と同様、ジュネーブにある国連本部の建物（パレ・ド・ナシオン）内にお

¹ 本フォーラムのコンセプトノートについては、こちらをご参照ください。
<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/hrbodies/hrcouncil/forums/business-forums/sessions/session13/concept-note-13thbhrforum.pdf>

ける複数の部屋を利用して、同時並行的に各種のセッションが開催される形式がとられており、3日間で70近くのセッションが開催される充実したものとなりました（本ニューズレターの筆者（湯川）も、そのうちの一つにスピーカーとして登壇いたしました）。

本フォーラムの運営面において特徴的であると感じられた点としては、以下が挙げられます。

(1) 参加者同士の交流を促す場が増えたこと

本年初めて設けられた「インフォーマル・ダイアログ」は、特定のトピックについて、会場にいる参加者が主体的に発言し、様々な知見の交換をすることが企図されたものでした。また、ステークホルダーの属性（プロフェッショナル、NGO、労働組合等）毎にまとまった形でネットワーキングをする時間も新規に設けられました。近年のフォーラムにおいても、各部屋の外において、個別の人的交流は図られていましたが、参加者同士の交流を促す場が「公式」に設けられたのが印象的でした。

(2) ビジネスセクターの存在感の増加

本フォーラムの主催者である OHCHR の発表によると、本フォーラムの参加者のうちビジネスセクター（事業者のみならず、コンサルタント、法律事務所、業界団体等を含む。）の比率は34%と3分の1超に及んでいます。肌感覚的にも、ビジネスセクターの存在感は着実に強まっている印象を受け、また、セッションにおいても、企業が人権デュー・ディリジェンスを行うためのツールの紹介等、ビジネスの現場における実践について語られる場が増えてきています。

(3) 内容の具体化・深化

フォーラムにおいては、人権尊重のための国際条約等、ハイレベルな事柄についての議論がなされることが多く、本フォーラムも例外ではありませんが、セッション数の増加に伴い、現実の人権課題に具体的にどう対応すべきかという、より具体的・実践的な内容が増えているように思われました。

このような、フォーラムの形式面にわたる特徴に引き続き、内容面について注目されるべき点をご紹介します。

本フォーラムのテーマであるスマート・ミックスは、国連指導原則のもとでは、「*States ... should consider a **smart mix** of measures – national and international, mandatory and voluntary – to foster business respect for human rights.*」という文脈において言及されているところ（原則3コメンタリー）、このうちの「*mandatory measures*」すなわち義務的な施策の代表例として、フォーラム全体を通して、EU の企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（「CSDDD」）が議論の対象になる場面が非常に目立っていました。中でも、今回のフォーラムへの参加を通じて、筆者らは特に以下(A)~(C)の観点に注目しています。

(A) 気候変動への対応

二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出や、森林破壊等の経済活動によってもたらされる気候変動は、海面上昇や異常気象、干ばつ等の自然環境の急激な変化を通じて、世界中の人々の水や食糧へのアクセス、土地や住居への権利といった人権に負の影響を生じさせており、その影響は子どもやマイノリティ

集団等の脆弱な人々において特に深刻です。

この点、CSDDD のもとでも、企業は、気候変動の緩和のための移行計画策定を求められます（CSDDD 22 条 1 項）。

一方で、企業が国連指導原則の解釈から導かれる行動として気候変動の緩和についてどのような取り組みをすべきかについては、国際的にも未だ議論が成熟していません。国連ビジネスと人権作業部会は、2023 年 6 月に「Information Note on Climate Change and the Guiding Principles on Business and Human Rights」と題する文書を公表し、企業に対して化石燃料の使用を段階的になくすことやカーボンオフセットの仕組みを用いないこと等を求めています。現時点ではこれらの取り組みが国連指導原則のどの文言をどう解釈した結果導かれるのかについての詳細な指針を示すものではありません。

今回のフォーラムでも「Raising the Bar through Climate Change Litigation」等のセッションで気候変動についてビジネスと人権の観点から議論が繰り広げられました。気候変動のような、企業の個別の活動と人権への負の影響との直接的な対応関係や具体的な寄与度を明確に測ることが必ずしも容易ではない問題²について、国連指導原則のどのような解釈によりどのような政府及び企業の行動が求められるかは、CSDDD の今後の国内法化や運用の場面でも引き続き重要な議題となるでしょう。

(B) *mandatory measures* の枠組みの中でのスマートミックス

CSDDD に代表される *mandatory measures* は、*voluntary measures* と異なり、違反企業に対する強制力を有します。この点、CSDDD は、行政機関による罰則や、司法による民事責任の認定等の仕組みを定めています。欧州各国の既存の義務的人権デュー・ディリジェンス法制を見ても、ドイツ法では違反企業を公共調達から一定期間排除する仕組みが規定され、フランス法のもとではデュー・ディリジェンス義務の違反を理由として実際に企業を相手に複数の民事訴訟が提起されています³。フォーラムでは、これらに加えて、欧州のデジタル関連規制等の特定の産業または特定の製品/サービスに特化した規制についても議論されました。

しかし、これらの各法規制が企業活動に関係する人権侵害の防止・軽減や救済の手段として実際にどれほど効果をもたらしているかについては、疑問や批判の声もあります。国連指導原則が求めるスマートミックスの実現のためには、単に *mandatory measures* の制定だけすればよいということではなく、当該法律が、関係国や地域の法規制全体の枠組みを踏まえ効果的な手段であることが確保されることが大前提であるということがフォーラムを通じて確認されたのではないかと感じました。

(C) *overcompliance* の問題

フォーラム中の特定のセッションや関係者との会話の中で、*overcompliance* というキーワードが聞かれました。この言葉は、筆者らの理解では、ハードロー化の流れの中で、企業が新しいサステナビリティ規制について何をどこまでやればよいか悩んだ結果、また、その相談を受けたコンサルタントの側でも政府からの詳細なガイダンスがない中でコンサバティブな助言を提供せざるを得ない（と感じる者

² 気候変動のほか、Snapshots セッションで取り扱われた格差の問題も同様であると考えます。

³ <https://vigilance-plan.org/cases-civil-lawsuits/>

が相当数いる)結果、それ自体は人権侵害の防止・軽減や救済には直接役に立たないペーパーワーク等に過大な時間・労力・コストを割いてしまい、肝心の人権侵害・環境破壊の状況の改善には繋がっていないという指摘であると考えています。

この指摘は、ハードローの適用を受ける企業だけではなく、企業に助言するコンサルタント、ハードローを含む政策を立案する政府関係者、そしてハードローの制定に向けたアドボカシーに取り組む様々な団体にとって、非常に重い課題であり、あらためて国連指導原則の求めるリスクベースの取り組みとライツホルダー中心のデュー・ディリジェンス実務の重要性を想起させるものでした。

最後に、CSDDD に関しては、欧州委員会のフォンデアライエン委員長が、2024 年 11 月に CSRD・タクソミーとの重複を解消するためのオムニバス法構想に言及しましたが、当該構想の実現に向けても上記(A)~(C)の観点を踏まえた議論を避けては通れないでしょう。国連指導原則や同原則に影響を受けて改正された OECD 多国籍企業指針は、世界各国・地域のサステナビリティ規制を理解する上で不可欠な根幹的国際基準であり、今回のフォーラムへの参加はこの点を再認識する機会となりました。

このように、本フォーラムはそれへの参加によりビジネスと人権について、国際的な議論の動向や、最新の取り組みに関する知見を得るとともに、本分野の最前線で活動をしているグローバルレベルの関係者と交流を深める格好の機会となっており、本分野に関心がある企業のご担当者にとっても極めて有意義な場であると思われまます(なお、例年時期は異なりますが、本フォーラムのアジア・パシフィック版が毎年バンコクで開催されているので、ジュネーブが敷居が高い場合には、まずはバンコクから参加することも大いに推奨されます。)。本フォーラムにおいては日本人参加者が例年に比べて増加し、各会場において日本人を目にしないことはほぼないのが印象的でした。来年以降のフォーラムにおいて、多くの皆様とお会いできるのを楽しみにしています。

* * * * *

本ニュースレターが扱っている「ビジネスと人権」について、本レターの執筆者である湯川雄介弁護士の著書(「人から考える「ビジネスと人権」」)が、本年 10 月に有斐閣より刊行されています(A 5 判並製カバー付、342 ページ、定価 2,750 円(本体 2,500 円)、ISBN 978-4-641-12653-4)。

本分野について、分かり易く解説することを心がけましたので、宜しければ是非お手に取ってみてください(同書の書評が本年 11 月 30 日の日本経済新聞(朝刊)に掲載されました)。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com